

第30回定例総会議事録

1. 日 時	令和5年9月11日（月）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第30回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第30回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員に6番齊藤委員さん、12番筒井委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の1筆は、雄城台高等学校から北東へ約300m、その他は大分市歴史資料案から北西へ約1.3km 圏内に点在した農地であり、現地の1筆は水稻が栽培され、4筆は保全管理、その他はカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆は水稻、4筆はナス、キュウリ等の露地野菜、その他はカキを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、動力噴霧器、動力草刈機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約127aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、2ページ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から南東へ約350mの距離に位置し</p>

<p>議長</p>	<p>た農地であり、現地は腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に移住し、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は、ユンボ、草刈機を各1台、鋤を1本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に移住し、ニンニク、サツマイモを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、鋤を1本導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

7番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市町公民館から北東へ約250m圏内に点在した農地であり、現地は膝から腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてキウイを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約66a となります。</p> <p>地区審議会でも審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
事務局	<p>事務局から補足説明があります。</p> <p>議案には登記地目を記載しており、地区審でも地目が山林で3条許可は可能なのか、といった意見がありましたのでご説明します。</p> <p>農地法上では登記地目ではなく現況が農地かどうかで判断をするようになっています。そのため登記地目が山林、原野なども現況が農地であれば農地台帳に登載をし、農地法を適用することになります。</p> <p>またこの案件もそうですが、地目は山林であり、農地台帳にも登載がない筆の申請があがってきたものについては現況を確認し、農地であれば新たに農地台帳に登載し、農地法を適用することになります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校より北東へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農</p>

<p>議長</p>	<p>計画です。譲受人は、申請地においてニンジン栽培を予定しています。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、脱穀機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約36aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されておりました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてニンニク栽培を予定しています。農機具は草刈機を4台、トラクターを2台、耕運機、一輪管理機、動力噴霧器、ハンマーモアを各1台所有しています。契約成立後の経営面積は約5aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ次の5ページ 1番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。21ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について、事務局よ</p>

事務局	<p>り報告してください。</p> <p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2003年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より南東へ約3.2 k mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、21ページ 1番について採決します。</p> <p>21ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、21ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして5ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校より西へ約550mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてイチジク、サツマイモを栽培予定です。農機具は耕運機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約72a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校より北東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生え、カキが数本栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、ナス、キュウリ、ダイコンを栽培予定です。農機具は草刈機、鍬、シャベルを各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ6ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から北西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はモモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてモモ、キウイフル</p>

議長	<p>ーツ、ブドウを栽培予定です。農機具はチェーンソー、噴霧器を各1台所有、草刈機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約13aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の2番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。</p> <p>22ページ 非農地証明願 3番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1978年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校より南東へ約570mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ22ページ 3番について採決します。</p> <p>22ページ 3番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、22ページ 3番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして6ページ 2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください</p>
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南西へ約470mの距離に位置する農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約140a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東警察署から北西へ約430mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてミニトマト、キュウリ、カボスを栽培する予定です。農機具は耕運機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、別保小学校から北へ約800mの距離に位置する農地であり、現地はサトイモ、ナス、トマト、キュウリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてナス、ジャガイモ、タマネギ、キュウリを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有、管理機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約9a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
14番中園委員	<p>遺言執行人が譲渡人として3条申請をするのでしょうか。</p>
事務局	<p>この申請には、譲渡人として遺言執行人の方が指名され、譲受人へ所有権移転するという内容の遺言書が添付されており、譲渡人と譲受人は親戚関係にあたと聞いています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 5番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と</p>

12番筒井委員	<p>地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は豊後大野市の耕作証明面積と併せて約146aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ9ページ 農地法第5条許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南西に約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、土木建築事業を営む法人が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ10ページ 一時転用許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東に約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は土木建築事業を営む法人が資材置場用地として利用するものであり、利用後は速やかに農地へ復旧する計画です。農地区分です。申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため農用地区域内の農地に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、11ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は、トラクター、田植機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約24a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクターを3台、田植機、コンバイン、軽トラックを各2台、2tトラックを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約654a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ12ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より南西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、コンバイン、トラクター、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約30aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より南西へ約1.5kmの距離に点在した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約75aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ13ページ 5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の、1筆は特別養護老人ホーム「和泉荘」より南東へ約360mの距離に、1筆は南西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を5台、ウイングモア、大型トラクターを各2台、田植機、コンバイン、ハローロータリー、畦塗機、パワーローダー、ドローン、ブロードキャスター、動力噴霧器を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約164a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、次の14ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	<p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利を設定する方は、経営移譲年金の受給者であり、親子間で前回と同様の権利設定となっています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、15ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、岡倉地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,554a となります。</p> <p>16ページです。中間管理事業で再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での権利設定です。</p> <p>それぞれの案件について地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方へ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第4号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1969年頃から農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西に約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1983年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、田尻小学校より南に約780mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1989年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校より北西へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>18ページ 4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1975年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校より南東へ約380mの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>5番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1970年頃から農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校より南西へ約460mの距離に位置した農地で、現地は農道として利用されており、面積が矮小で不整形であること</p>

から、農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれました。

6番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1970年頃から農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校より南西へ約460mの距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されており、面積が矮小で不整形であることから、農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれます。

19ページ 7番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2017年頃から耕作放棄により山林化し、1筆は法面となっているとのことです。現地調査報告です。申請地は、県警察学校より北へ約400mの距離に位置した農地であり、1筆は法面として利用されており、急勾配なことから農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれました。その他の申請地は山林化していました。

20ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2003年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校より東へ約2.4kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2003年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校より北西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

21ページ 2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1967年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校より北東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

22ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1973年頃から宅地への進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校より南東に約1kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地への進入路として利用されてお

	<p>り、面積も矮小なことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。</p> <p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1976年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場より北西へ約890mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>23ページ 4番から24ページ 7番は、農地の場所が近隣であり状況も同じですので一括して説明します。</p> <p>土地の表示、願人、証明等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は松岡小学校より北東へ約1.6km から約1.8km の距離に位置した農地であり、現地はすべて原野化していました。</p> <p>24ページ 8番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1997年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、高田小学校より南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されており面積が矮小で形も不整形であることから農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれました。</p> <p>それぞれの案件を各地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
5番得丸委員	<p>19ページの案件ですが、かなり広範囲が山林化していますが、非農地申請になった経緯を教えてください。</p>
事務局	<p>農地が山の中にあり、申請地の周りは既に非農地決定しています。これまでも管理ができておらず、今後も農地に復元しても耕作していくことが困難であるため、非農地相当との判断をしました。</p>
14番中園委員	<p>証明内容に5年程前から耕作放棄とありますが、5年で山林化するのでし</p>

	<p>ようか。</p>
事務局	<p>5年程度で農地が山林化することはないと思いますが、急傾斜地でもともと雑木などが生え、耕作することが厳しい農地だったが、6年前から完全に耕作放棄状態となったということだと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>採決した21ページ 1番、及び22ページ 3番を除く第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、25ページ 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分市歴史資料館より北西に約1.5kmの距離に位置した農地であり、保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、資材置場への進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より南に約260mの距離に位置した農地であり、保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は JR 豊後国分駅からおおむね500m以内の農地であるため農振解除後は第2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方へ挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認します。 次に、26ページ 第6号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局より報告してください。
事務局	被相続人がなくなり、相続人が相続した農地に対し、その相続人が納税猶予の適格者であるかの証明願が出ています。土地の表示、願人については議案の通りです。現地調査報告です。4筆はミカン、1筆はナス、キ

議長	<p>ユウリ等が栽培され、2筆は保全管理されていきました。</p> <p>地区審議会で審議したところ、相続税の納税猶予の特別措置について、申請者に対する適格者の証明は相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次に、27ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページから29ページです。農地法第3条の3届出で、相続により所有権移転したという届出が合計で6件出ています。</p> <p>次に30ページから32ページです。農地法第4条第1項第8号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が合計で9件出ています。</p> <p>次に33ページから37ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が合計で42件出ています。</p> <p>次に38ページです。農地法第5条第1項第7号届出の取消願についてで、以前に受理した届出について計画が中止になったことで、取消願が1件出ています。</p> <p>次は39ページ、40ページです。農地法第18条第6項通知についてで、戦前小作と利用権の賃借について、双方合意による解約の通知が合計で2</p>

	<p>件出ています。</p> <p>最後は41ページと42ページです。農地について条件付権利の仮登記についてです。法務局より通知がきたもので、41ページは非農地に該当するかの問い合わせをいただいています。42ページについては、既に非農地決定している案件です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他・協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それぞれの地区審議会でご説明し、ご意見をいただいております、農業経営基盤強化促進法に関する基本的構想に関する意見についてです。</p> <p>今回、法改正を受け、大分県が作成した指針を踏まえた上で、大分市として基本的構想の見直しを行なってきたいと考えているところです。</p> <p>地区審議会でもご説明した通り、内容は法改正に沿った見直しであり、農業委員会の活動に支障はないものと考えられます。</p> <p>地区審議会でも特に意見はあがりませんでした。意見なしで大分市長に回答したいと考えていますので、ご了承いただければと思います。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、基本構想の見直しは意見なしで回答をお願いします。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
事務局	<p>情報提供です。</p>

	<p>令和7年以降ですが、植田地区の上横瀬、東院において基盤整備事業が計画されています。上横瀬については現況が26ヘクタール、計画が21ヘクタール。東院については現況が5ヘクタール、計画が4ヘクタールの基盤整備が計画されています。両計画とも水田畑地化推進整備事業となりますので、畑地化が条件で、実績で20%、構想では50%程度の畑地化が必要になります。正式決定ではありませんが、キウイフルーツの参入を計画していると聞いています。上横瀬については令和7年から、東院については令和8年の採択を目指しているところです。</p> <p>今後、詳細についてお知らせできる状況になりましたら、その都度改めて情報提供をさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、他にありませんか。</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第30回定例総会を閉会します。</p>